

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2026 年 10 月 1 日

賃上げ促進税制に関する留意点～2026(R8)年度税制改正最新情報～

Executive Summary

- 全企業向けの措置は適用期限を待たずに、2026(R8)年 3 月 31 日までに開始した事業年度をもって廃止された。
- 中堅企業向けの措置は、適用期限（2027(R9)年 3 月 31 日）の到来をもって廃止されるとともに、2026(R8)年 4 月 1 日から 2027(R9)年 3 月 31 日までの間に開始される事業年度について見直しが行われた。
- 中小企業向けの措置については、教育訓練費の上乗せ要件が廃止されたことを除き、従来の制度が維持されることとなった。

1. はじめに

2026(R8)年度税制改正では、企業の賃上げをめぐる状況が、2024(R6)年度税制改正当時と大いに様変わりしており、近年の賃金上昇率が賃上げ促進税制の要件となる水準を大きく上回る状況にあること等に鑑み、賃上げ促進税制の全体的な見直しが行われた。

こうした状況を踏まえて、賃上げ促進税制のうち、全企業向けの措置については適用期限（2027(R9)年 3 月 31 日）を待たずに廃止された。

中堅企業向けの措置については、より高い賃上げを促す方向で要件を強化しつつ継続され、適用期限（2027(R9)年 3 月 31 日）をもって廃止される。

一方、中小企業向けの措置については、人材獲得競争の中で防衛的賃上げに取り組む企業にも配慮し、従来の制度を維持することとされ、期限到来時に適用状況等を踏まえ、必要な見直しが検討される。

また、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、教育訓練費の増加額が税額控除額を上回る場合があるという会計検査院の指摘を踏まえ、廃止された。

2. 賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度）の適用期限の見直し

賃上げ促進税制（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度）は、従来「全企業向け」、「中堅企業向け」、及び「中小企業向け」の3つの措置により構成されていたが、今回の改正により「全企業向け」の措置が2026(R8)年3月31日をもって廃止された。「中堅企業向け」の措置は、適用期限の2027(R9)年3月31日の到来をもって廃止され、「中小企業向け」の措置のみが継続される（措法42の12の5）。

区分	改正前	改正後
全企業向け	適用期限は2027(R9)年3月31日	適用期限を待たずに2026(R8)年3月31日までに開始した事業年度までで廃止
中堅企業（※1）向け		適用期限の2027(R9)年3月31日までに開始した事業年度までで廃止（3.参照）
中小企業（※2）向け		適用期限の改正なし（4.参照）

（※1）中堅企業向けの適用対象法人である中堅企業者とは、常時使用する従業員が2,000人以下である法人をいう。ただし、その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある他の法人（海外法人を含む）の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものを除く（措法42の12の5④四）。

（※2）中小企業向けの適用対象法人である中小企業者等とは、中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者を除く）又は農業協同組合等をいう。中小企業者及び適用除外事業者については下表のとおりである（措法42の12の5②、42の4⑯七、八、八の二、措令27の4⑰）。なお、グループ通算制度においては、グループ内の全法人が通常の単体申告における中小企業者に該当する場合に限り、中小企業者に該当する。

中小企業者	・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（以下に掲げる法人を除く） a. 発行済株式総数又は出資総額（自己の株式又は出資を除く）の1/2以上が、同一の大規模法人の所有に属している法人 b. 発行済株式総数又は出資総額（自己の株式又は出資を除く）の2/3以上が大規模法人の所有に属している法人 ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
	大規模法人
適用除外事業者	事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度（基準年度）の所得の金額の年平均額が15億円を超える法人
通算適用除外事業者	通算法人である法人の各事業年度終了の日において当該通算法人である法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合における当該通算法人である法人

（※）中小企業者等であっても中堅企業向けの措置を適用することはできる。中小企業向けの措置の方が中堅企業向けの措置と比較して税額控除率は大きく、集計方法も容易ではあるが、中堅企業向け措置の適用を受けた方が有利なケースも生じ得るため、必要に応じて有利判定を行うのが望ましい。

3. 中堅企業向け措置の見直し

中堅企業向けの措置（※1）については、適用期限（2027(R9)年 3 月 31 日）の到来をもって廃止されるとともに、2026(R8)年 4 月 1 日から 2027(R9)年 3 月 31 日までの間に開始される事業年度について、次の見直しが行われた（措法 42 の 12 の 5①）。

項目	改正前	改正後
基本的な税額 控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額（※2）× 税額控除率 10%（法人税額の 20%が上限）	改正なし
要件	継続雇用者給与等支給額（※3）≧ 継続雇用者比較給与等支給額×103%	継続雇用者給与等支給額≧ 継続雇用者比較給与等支給額×104%
上乗せ① 賃上げ要件	継続雇用者給与等支給額≧ 継続雇用者比較給与等支給額×104% 税額控除率に 15%を加算	■ 継続雇用者給与等支給額≧ 継続雇用者比較給与等支給額×105% 税額控除率に 5%を加算 ■ 継続雇用者給与等支給額≧ 継続雇用者比較給与等支給額×106% 税額控除率に 15%を加算
上乗せ② 教育訓練要件	教育訓練費の額≧比較教育訓練費の額× 110%、かつ、教育訓練費の額≧雇用者給与等 支給額×0.05% 税額控除率に 5%を加算	廃止
上乗せ③ 女性活躍・ 子育て支援	プラチナくるみん若しくはプラチナえるぼし又はえるぼ し認定（3 段階目）を受けている場合（※4） 税額控除率に 5%を加算	改正なし

（※1）適用事業年度終了時において、資本金の額又は出資金の額が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員数が 1,000 人以上である場合には、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要となる。また、設立事業年度、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、本措置の適用を受けることはできない（措法 42 の 12 の 5①）。

（※2）控除対象雇用者給与等支給増加額とは、適用事業年度の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額（前事業年度の雇用者給与等支給額）を控除した金額をいう。ただし、調整雇用者給与等支給額（適用事業年度の雇用安定助成金を控除した後の雇用者給与等支給額から、前事業年度の雇用安定助成金を控除した後の比較雇用者給与等支給額を控除した金額）を上限とする。また、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（地方拠点強化税制における雇用促進税制）の適用がある場合には、所要の調整を行う。

（※3）継続雇用者給与等支給額とは、国内の継続雇用者（適用事業年度及び前事業年度の全ての月分の給与等の支給を受けた雇用保険の一般被保険者で、高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない者をいう）に対する給与等の支給額をいう。ただし、出向負担金等の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（雇用安定助成金額を除く）がある場合には、当該金額を控除する。例えば、適用事業年度又は前事業年度の途中で新規雇用された者及び退職した者、無給の休職者、雇用保険の一般被保険者ではないパートやアルバイトは、継続雇用者に該当しない。

（※4）プラチナくるみん認定及びプラチナえるぼし認定（プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼしプラス認定を含む）については、認定を受けている限り継続して加算措置を受けられるが、えるぼし認定の 3 段階目（えるぼしプラス認定の 3 段階目を含む）については、その認定を受けた事業年度に限り加算措置が適用できる点に留意が必要である。

4. 中小企業向け措置の見直し

中小企業向けの措置（※1）は、雇用者給与等支給額が前事業年度と比較して1.5%以上増加している場合に、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度である。本措置については、教育訓練費に係る上乗せ措置が廃止された（措法42の12の5②）。

項目	改正前	改正後
基本的な税額控除額	控除対象雇用者給与等支給増加額×税額控除率15% (法人税額の20%が上限)	改正なし
要件	雇用者給与等支給額≧比較雇用者給与等支給額×101.5%	改正なし
上乗せ① 賃上げ要件	雇用者給与等支給額≧比較雇用者給与等支給額×102.5% 税額控除率に15%を加算	改正なし
上乗せ② 教育訓練要件	教育訓練費の額≧比較教育訓練費の額×105%、かつ、教育訓練費の額≧雇用者給与等支給額×0.05% 税額控除率に10%を加算	廃止
上乗せ③ 女性活躍・子育て支援	プラチナくるみん若しくはプラチナえるぼし又はくるみん若しくはえるぼし認定（2段階目以上）の取得（※2） 税額控除率に5%を加算	改正なし
繰越税額控除制度（※3、※4）	■ 控除限度超過額は5年間繰越可 ■ 繰越税額控除を行う事業年度において、雇用者給与等支給額＞比較雇用者給与等支給額となる場合に限り適用可	改正なし

（※1）中堅企業向けの措置の適用を受ける事業年度、設立事業年度、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、本措置の適用を受けることはできない（措法42の12の5②）。

（※2）プラチナくるみん認定及びプラチナえるぼし認定（プラチナくるみんプラス認定及びプラチナえるぼしプラス認定を含む）については、認定を受けている限り継続して加算措置を受けられるが、くるみん認定（くるみんプラス認定を含む）及びえるぼし認定の2段階目以上（えるぼしプラス認定の2段階目以上を含む）については、その認定を受けた事業年度に限り加算措置が適用できる点に留意が必要である。

（※3）繰越控除制度は、控除未済額が発生した事業年度の確定申告書に「繰越税額控除限度超過額の明細書」の添付が必要である。また、発生事業年度以後も各事業年度の確定申告書に当該明細書の添付がある場合で、かつ、適用を受ける事業年度の確定申告書に控除対象となる繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用される（措法42の12の5⑦）。

（※4）繰越税額控除限度超過額の発生した事業年度において中小企業者等に該当していれば、繰越税額控除の適用を受ける事業年度終了の時に中小企業者等である必要はなく、例えば、適用除外事業者等に該当している場合であっても、繰越税額控除の適用は可能である（措通42の12の5-1の3（注2））。ただし、適用を受ける事業年度の雇用者給与等支給額が前事業年度と比較して増加している場合に限り、適用ができる点に留意が必要である。

5. 地方税における見直し

(1) 事業税付加価値割の課税標準からの控除制度

給与等の支給額が増加した場合の事業税付加価値割の課税標準からの控除制度（中小企業向けの措置を除く）について、適用期限（2027(R9)年3月31日）の到来をもって廃止されることとなり、2026(R8)年4月1日から2027(R9)年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の見直しが行われた（地法附則9⑫）。

項目	改正前	改正後
適用対象法人	外形標準課税対象法人 ただし、以下のいずれかに該当する場合は、マルチステークホルダー方針公表についての経済産業大臣への届出の旨を証する書類の申告書への添付が必要となる ■ 資本金の額又は出資金の額が10億円以上、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上 ■ 常時使用する従業員数が2,000人超	常時使用する従業員の数が2,000人以下である法人（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある他の法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものを除く）に限る
適用要件	継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 103\%$	継続雇用者給与等支給額 $\geq$ 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 104\%$

（※）法人税と同様に、設立事業年度、合併による解散以外の解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は、本制度の適用を受けることはできない（地法附則9⑫）

(2) その他

法人住民税の課税標準である法人税額について、中小企業者等は賃上げ促進税制等の税額控除制度により控除した後の法人税額が課税標準となる（地法附則8）。

6. おわりに

2026(R8)年度税制改正では、大企業や中堅企業における賃上げの状況等を踏まえ、全企業向けの措置が適用期限を待たずに廃止となり、中堅企業向けの措置についても適用期限の到来をもって廃止されるとともに要件が強化される等、制度全体が縮小・厳格化される方向となった。また、中小企業向けの措置については、一部見直しはされたものの従来の制度が維持される方向となった。しかしながら、中小企業向けの措置についても、適用期限到来時における状況等を踏まえて更なる見直しを検討される可能性もあるため、今後の改正動向には留意する必要がある。なお、賃上げ促進税制の要件判定や控除額計算に必要な給与等の情報は、人事部等の関連部署と連携して収集する必要があるため、本制度を正しく理解したうえで、必要な情報を効率的に把握・収集することが重要である。

（浜松事務所 松井 健太郎）

【参考資料】

- [賃上げ促進税制（METI/経済産業省）](#)（経済産業省ウェブサイト）
- [中小企業庁：中小企業向け「賃上げ促進税制」](#)（中小企業庁ウェブサイト）

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800（代）

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000（代）

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533（代）

浜松事務所

所在地 〒430-7711 静岡県浜松市中央区板屋町 111-2
浜松アクタタワー

Tel 053-459-1091（代）

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 8 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市以上に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>